

神奈川縣に於ける道路工事に勤勞奉仕團の活動に就て

神奈川縣土木部道路課

銃後の各種勤勞奉仕作業は、長期戦下に於ける國民精神總動員運動の強調普及と相俟て全國津々浦々に互りて實行せられ、その尊い汗と脂の體驗談がラヂオ、新聞紙等により頻りに報ぜらるゝことは、銃後の護りの強固さを如實に物語るものとして誠に心強い限りである。

吾が神奈川縣に於ても男女青年團、學生、生徒等の勤勞報國團による各種の奉仕作業が各地で實施せられつゝあるが、就中七月中旬以來相模原北部の一角に於て道路改修工事の爲めに之等團員が折からの灼熱を物ともせず鶴嘴とシヤベルに精根を打込んで眞劔な奉仕作業が續けられて居り

その熱心な活躍振りには全く感激の外なく、茲にその情況の一斑を報道し得ることは洵に欣快に堪へない所である。

昨年縣下高座郡座間町に陸軍士官學校の移轉せらるゝや之を中心として新磯、大野、麻溝方面所謂相模原北部一帯の地は、急激に發展せむとするの情勢を見るに及び、その附近に於ける交通機關、殊に道路の整備改善が焦眉の急を告ぐるに至つたことは素より當然のことである。就中縣下厚木町方面より東京府町田町方面に通ずる府縣道厚木調布線は、本地方の幹線道路として愈々重要性を加へ士官學校卒業式に當りては、

長くも行幸道路たるの光榮を有するに不拘、在來道路は幅員狹隘加ふるに屈曲多く之が改築は急務中の急務となり、一面軍部方面よりの要望もあつて縣は改築工事を實施することに決し、去る五月下旬着工以來鋭意その完成を目指して努力を拂つてゐる次第である。本道路が紋上の如く行幸道路たるの光榮を有する特殊性に鑑み縣下の青年團或は學校報國團の勤勞奉仕の作業場を此處に求むることは最も意義あることとし、關係者間に於て協議を重ねたる結果七月中旬より別記日程の通り實施を見るに至つた次第である。

此の奉仕作業の實施に當りては左の諸點について特に注意を拂ふこととした。

一、不慮の災害を防止する爲め作業は危險を伴はず且つ簡易なるものを選定せり。



女子青年團員湯茶ノ接待

一、一般土工の言語動作が團體員の修養訓練上に及ぼす影響の大なるを慮り各之を一團として別に作業せしむることとせり。

一、規律節制ある團體訓練の効果を全からしむる爲め、其の作業は専ら團體員の自治に委ね苟も強制するが如きことは之を避くることとせり。

奉仕作業に参加の團體は、縣下青年團、横濱市内専門學校及縣下中等學校報國團延一萬一千有餘人にして之等の團體員は別記要項に基き何れも國旗の下に終日規律ある作業を續け、その目的とする時局の重大性に對する認識を

深め堅忍不拔の氣力を涵養し、以て時艱を克服し、至誠奉公の實を充分に擧げ得たるは勿論一面事變に伴ふ勞力の不足を緩和し本事業遂行上貢獻する所大なるものありと信す

る次第である。

固より勤勞奉仕なるが故に無報酬なることを前提としたのではあるが、参加の範圍が縣下全般に互り作業現場迄の往復旅費に相當額を要する點を考慮に入れ、縣に於てはその實費を辨償することゝせり。又作業場附近に國旗掲揚臺、休憩所、救護所、湯呑所等必要なる設備を怠らなかつたことは勿論である。尙湯茶の接待に地元座間町及大野村女子青年團員の方々が進で奉仕せられしことは日本に於てのみ見らるゝ眞に麗はしい情景であり、又縣社會課指導の下に内鮮協會員約百名が欣然作業に参加されたことは内鮮融和の上に資する所少なからずと信じ特筆する次第である。

八月三十一日突如京濱地方に襲來せる大暴風雨は翌九月一日即ち二十十日の朝に至りおさまりたるも、之が爲め工事上に思はざる支障を來し奉仕作業日程にも亦番狂はせを生じ、青年團の作業を一時中止するの已むなきに至りしこと、九月三日より開始せらるべき専門學校報國團の第二回勤勞奉仕作業を不能に終らしめたることは洵に遺憾とす

る次第である。

青年團員の奉仕作業は尙九月下旬迄繼續せらるゝ豫定にして之等團體員の作業能率が果して豫期の如く工事功程を進め得るや否やは別とし、少なく共その作業振は前述せる如く統制ある團體的行動を以て終始一貫し、その汗と脂の結晶こそはやがて軍都に一異彩を放つであらう垣々たる改修道路の完成により充分酬ひらるゝことを信じて疑はないものである。(一三、九、八)

勤勞奉仕作業日程 (青年團)

月 日	人員	郡市名
七月三十日	一〇〇	足柄下郡
七月卅一日	一〇〇	足柄下郡平塚市
八月一日	一〇〇	高座郡
八月二日	一〇〇	同
八月三日	一〇〇	同
八月四日	一〇〇	同
八月五日	一〇〇	同
八月六日	一〇〇	同

九月十六日	一〇〇	中郡
九月十七日	一〇〇	同
九月十八日	一〇〇	同
九月十九日	一〇〇	鎌倉郡
九月二十日	七〇	三浦郡
九月廿一日	八〇	同
九月廿二日	一〇〇	横濱市
計	五、二五〇	

(學生報國團)

月 日	人員	學 校 名
七月十日	三〇〇	關東學院
七月十一日	一五〇	横濱商業專門學校
七月十二日	一三七	横濱高等商業學校
七月十三日	二七六	横濱高等商業學校
七月十四日	二七九	同
七月十五日	三〇〇	同
七月十六日	三一八	横濱專門學校
七月二十日	三三一	同
七月廿一日	二七〇	厚木中學外六校
七月廿二日	三〇〇	藤澤中學外二校
七月廿二日	三〇〇	秦野中學外二校

説 苑

七月廿三日	三一〇	第一、第二中學校
七月廿四日	三〇〇	第三中學外二校
八月二十日	三二〇	横濱商業外一校
八月廿一日	三〇〇	日大四中外二校
八月廿二日	三〇〇	小田原中學外四校
八月廿三日	三〇〇	横須賀中學外四校
八月廿四日	三〇〇	鶴見工業外三校
九月三日	三〇〇	横濱高等商業學校
九月四日	三〇〇	同
九月六日	三〇〇	關東學院
九月七日	一五〇	横濱高等工業學校
計	六、一四一	

勤勞奉仕作業要綱 (青年團)

一、奉仕事業内容

曩に陸軍士官學校の本縣移轉に伴ひ其の卒業式等に際し
 行幸を仰ぐ御道筋に當る路線の完備は喫緊を要するもの
 たると共に將來施設せらるべき各種軍事施設の使命達成
 上極めて密接なる關係を有するものなるを以て時局に鑑

み青年團は奉先期の事業に参加公共事業に奉仕すると共に團設立の趣旨達成を期せんとするものなり。

右路線の内容左の如し。

- (イ) 路線名 府縣道厚木調布線
- (ロ) 改良區間 自高座郡座間町 至同郡大野村(東京府界)
- (ハ) 改良延長 六、四〇〇米
- (ニ) 有效幅員 九・〇 米

- 一、奉仕作業日程
- (イ) 集 合 午前七時
- (ロ) 整 列 人員點呼
- (ハ) 國旗掲揚 旗手二名

自七月三十日

至九月廿二日

氣を付け
脱 帽

君ヶ代一唱

一、參加人員

青年團 延五、二五〇人

(ニ) 挨拶

神奈川縣聯合青年團長訓示

郡市聯合青年團長若くは引率者挨拶

一、作業の種類

従事すべき作業は危険を伴はず且つ簡易なるものを選定するも國旗の下に嚴肅整然たる規律行動に服するものとす。

(ホ) 作業に關する注意

(ヘ) 作業開始 午前七時三十分

(ト) 休 憩 午前九時三十分より二十分間

(チ) 晝 食 午前十一時三十分より一時間

一、指揮並指導

- (リ) 休 憩 午後二時三十分より二十分間
 - (ヌ) 作業止め 午後四時三十分
 - (ル) 作業用具清掃
 - (ヲ) 國旗降納 此の間注目
 - (ワ) 萬歳三唱
 - (カ) 解 散
- (中等學校學生報國團も本要綱に準じたり)

夏期集團勤勞作業要項

横濱高等商業學校報國團

本團は綱領に則り質實剛健の風を振作し時局の重大性に對する團員の認識を深め學校一致時艱克服に邁進せむが爲左記要項により夏期休暇中七日間の集團勤勞作業を行ふに決したり團員は全部之に参加し勤勞を通して心身を鍊磨し堅忍不拔の氣力を養ひ至誠奉公の實を擧ぐべし

記

- 一、集團勤勞作業は至七月十日自九月三日 二日間合至同十四日 四日

計七日間之を實施す、但し七月の作業日に於て雨天の爲作業不能の場合は其の日の作業は九月二日、九月の作業日に於て同様の場合は九月五日に於て之を行ふ但し第二集團の作業日は雨天の場合も變更せず。

二、運動選手にて高専大會に出席の爲め七月に於て五日間の勤勞をなし難き者に限り七月の勤勞を二日間とし殘餘の五日間は九月一日より五日に至る間に於て箱根報國寮の作業に服すべし。

右參加者は至急生徒主事に願出づべし。

三、身體虚弱にて作業に従事し難き者は比較的簡易なる仕事をなさしむるに付理由を具して生徒主事に願出づべし。

若又病氣にて出席不能の者は醫師の診斷書を添へて缺席届を差出すべし。

四、各集團共毎日作業開始前全員集合、出席を調査し、國旗掲揚、國歌齊唱、皇居遙拜をなし終て約十分間ラヂオ體操をなし其れより作業を開始するものとす作業終了の

際は全員集合、出席を調査して解散す。

五、服装は教練服、制帽、巻脚絆とし、第二集團は必ず地下足袋を用意すべし。

其の他の集團も成るべく地下足袋を可とす、下駄、草履等にて参加することを得ず、シャツは成るべく長袖のもの可とす。

第一、第二集團の作業には軍手を用意すべし。

其の他の作業も成るべく之を用意するを便とす。

六、第二、第四の兩集團以外は凡て毎日各自辨當を携帯すべし。



學校報國員／＼作業實況

七、第一集團は午前六時四十分横濱驛集

合省線電車にて原町田驛に至り午後五時七分同驛發横濱驛にて解散。

第二集團は七月十日午前七時十六分又は八月三十日午前八時四十分横濱驛發小田原驛著電車（又はバス）にて舊東海道畑宿の寮に入り七月十六日又は九月五日正午迄に作業を終了し歸校するものとす。

第三、第四、第五集團は午前七時五十分校庭に集合午前八時より作業を開始するものとす。

（關東學院、横濱商業專門學校、横濱專門學校の作業要綱は本要綱と大同小異につき省略）

『うちに居て暇があれば横になる一種の萬年末だね。うんと働くにはそれだけの休養が必要だ。其の代り起きて居る時は一刻も無爲に過ぎぬ事だ。私は歩くのでもぐ／＼歩くのは嫌ひだ。もつとも此の間は少し急ぎ過ぎて一寸と足をくぢいたがね』とは超人的スピードの仕事師小林一三氏のエネルギ一湧出の源泉話。